浪江町移住及び起業等支援業務委託公募型プロポーザル企画提案書作成要領

1. 要領の目的

本業務は、移住検討者と起業家のニーズに対応する統合的なワンストップ相談拠点を設置・運営し、移住相談と起業相談を密に連携させることで、当町の復興と社会課題解決に取り組む意欲の高い人材を移住者および関係人口として呼び込むことを目的とする。

2. 企画提案書の作成

（1） 企画提案書の体裁

(ア) 企画提案書等に記載の提案内容は、「浪江町移住及び起業等支援業務委託公募型プロポーザル募集要項」の 12-⑤審査基準及び配点（一次審査・二次審査　共通審査基準（企画提案書審査基準））に沿った内容とし、具体的かつ簡潔な表現とすること。

(イ) 企画提案書等の用紙は、A4 又は A3 版印刷（表紙及び目次を含め 20 ページ程度とし、両面印刷）、横使いを原則とし、上綴じとすること。なお、原則として、提出期限後の追加提出は認めない。

(ウ) 企画提案書等の余白は、上部（綴じ代側）は 20mm以上、その他は 15mm以上設けること。ただし、ページ番号等はこの限りでない。

(エ) 企画提案書等に記載する文字の大きさは、原則 10 ポイント以上とすること。ただし、図表の説明等やむ得ない場合はこの限りではない。

（2） 参加者を特定できる記載事項の禁止

(ア) 審査の客観性を確保するため、企画提案書等提出書類に応募者（構成員を含む。）を特定できるような表示（事業者名等）は一切付さないこと。

3. 企画提案書記載項目

提案者は、下記の項目ごとに見出しを設け、表紙及び目次を含め 20 ページ程度での企画提案書を作成すること。

(ア) 町の現状・課題及び事業目的の理解

(イ) 移住相談の実施方針

(ウ) 移住ツアー及び就労体験事業

(エ) 関係人口創出・交流促進

(オ) 起業相談・伴走支援

(カ) 事業創出・独自提案

(キ) コミュニティ形成及びナミエシンカ活用

(ク) 情報発信

(ケ) 実施体制

(コ) 地域連携

(サ) 年間スケジュール

(シ) KPI 達成方策